明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○キャリアコンサルタント試験を受けることができる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働大臣が定める者（厚生労働四六）　一
○職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令附則第三条の規定に基づき厚生労働大臣が指定する講習（同四七）　三
○職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令附則第四条第一項及び第二項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する試験（同四八）　四
○勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示（同四九）　七
○国立公園の公園事業を決定する件（環境二二）　二
○国立公園の公園事業を廃止する件（同二三）
○国立公園の公園事業を変更する件（同二四）
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定をした件（関東地方整備局五三）

○道路に関する件（北陸地方整備局一一、一二）　二
○浄化槽の型式を認定した件（同一三）　三
○道路に関する件（中国地方整備局一八）　三
○道路に関する件（四国地方整備局三三、三四、三六）　三
○高速自動車国道に関する件（同三五）　三
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（九州地方整備局二二）　三

〔公　告〕

諸事項

裁判所　破産、免責、再生関係　一四
特殊法人等　公文書等の管理に関する独立行政法人地域医療機能推進機構関係　一四
地方公共団体　教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一四
会社その他　一四
会社決算公告　一四

告示

○厚生労働省告示第四十六号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十八条の四第三項第二号の規定に基づき、キャリアコンサルタント試験を受けることができる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働大臣が定める者を次のように定め、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月四日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

キャリアコンサルタント試験を受けることができる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働大臣が定める者

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十八条の四第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める者は、労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談に関し三年以上の実務の経験を有する者とする。

○厚生労働省告示第四十七号

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年厚生労働省令第百七十五号）附則第三条の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令附則第三条の規定に基づき厚生労働大臣が指定する講習を次のように定め、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月四日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令附則第三条の規定に基づき厚生労働大臣が指定する講習

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年厚生労働省令第百七十五号）附則第三条の規定に基づき厚生労働大臣が指定する講習は、次の表の第一欄に掲げる機関がそれぞれ同表の第二欄に掲げる期間に実施した同表の第三欄に掲げる講習とする。

実施機関			
名称	所在地	実施期間	講習
人材開発協会	東京都港区芝公園三丁目一番二十二号秀和芝公園三丁目ビル	平成八年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	キャリア・カウンセラー養成講座
株式会社日本マンパワー	東京都千代田区神田東松下町四十七番一号	平成十一年十月一日から平成二十八年三月三十一日まで	キャリアカウンセラー総合講座
株式会社日本マンパワー	東京都千代田区神田東松下町四十七番一号	平成十二年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	キャリアカウンセラー養成講座
株式会社エスジーケイ	岐阜県岐阜市福光西一丁目二番十二号	平成十三年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	ＩＣＣ委員会認定キャリア・コンサルタント養成講座
株式会社リクルート	東京都中央区銀座八丁目四番十七号	平成十三年四月一日から平成十五年十二月三十一日まで	ＧＣＤＦ－Ｊａｐａｎキャリアカウンセラートレーニングプログラム
株式会社東京リーガルマインド	東京都中野区中野四丁目十一番十号アーバンネット中野ビル	平成十三年十一月二十日から平成二十八年三月三十一日まで	キャリア・コンサルタント養成講座